


碧南市一般不妊治療及び生殖補助医療費助成事業について

<p>概 要</p>	<p>令和4年4月1日以降に開始した保険適用された不妊治療費の一部を助成する制度です。</p>
<p>趣 旨</p>	<p>碧南市では少子化対策の一つとして、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、その経済的負担を軽減し、次世代育成の推進を図ります。</p>
<p>対象者</p>	<p>法律上のご夫婦又は事実上の婚姻関係にあることが確認できるご夫婦で、次のいずれにも該当する方とします。</p> <p>①申請時において、夫婦の一方又は両方が碧南市に住所を有していること。 ②医療機関によって一般不妊治療、生殖補助医療又は先進医療が必要であると認められたこと。 ③ご夫婦のいずれもが、医療保険各法の被保険者又はその被扶養者であること。 ※他の市区町村等で同様の補助を受けている方は該当しない場合があります。</p>
<p>助成の内容</p>	<p>①一般不妊治療 1子ごとに、助成を開始した診療月から継続する24月分（月単位でカウント）。 患者の自己負担分を全額（千円未満切り捨て）助成。</p> <p>②生殖補助医療 1子ごとに6回まで（40歳以上は3回*） 保険診療で支払った額、1回の治療につき上限10万円。 *43歳以上は保険適用外のため自費診療となりますが、43歳未満の場合に保険診療の適用となる治療の範囲に限って、年齢・回数要件内で助成。</p> <p>※上記①②について 高額療養費制度や付加給付金制度により助成された金額を控除した額。</p> <p>『限度額適用認定証について』 限度額適用認定証を窓口で提出していただくと、窓口での負担が外来・入院ともに限度額までとなります。限度額適用認定証を提示せずに医療費を支払うと、後日、高額療養費の申請をご加入の保険組合へ申請いただいた後、ご加入の保険組合から交付された高額療養費の支給決定通知書の市への提出が必要になります。 （通常、診療月から3か月程度かかります。）限度額適用認定証については、治療前に、加入している保険組合にお問合せください。</p>

	<p>『高額療養費制度の利用申請について（お願い）』</p> <p>不妊治療費助成額は、高額療養費、付加給付金等で返還された金額を除いた自己負担額となります。対象者の方は、必ず「高額療養費制度」の利用を行ってください。申請方法は、加入している保険組合等にご確認ください。</p> <p>『高額療養費制度とは』</p> <p>医療費の負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。1か所の医療機関で受けた医療のうち月額21,000円以上の自己負担のあるものが対象となります。上限額は、年齢や所得に応じて定められています。</p> <p>厚生労働省 高額療養費制度を利用される皆さまへ </p> <p>『付加給付金とは』</p> <p>保険組合において独自に決められた限度額を超過した費用が支給される制度です。高額療養費制度に上乗せして付加給付されるものです。</p>
<p>対象経費</p>	<p>医療機関に支払った医療費のほか、院外処方による調剤費も合算します。</p> <p>ただし、文書料・食事療養費標準負担額・室料などの治療に直接関係しない費用は対象外です。</p> <p>①不妊の検査および一般不妊治療（タイミング法、人工授精）</p> <p>②生殖補助医療（体外受精・顕微授精、男性不妊の手術）および先進医療を受ける時に医療保険が適用された入院基本料など一般の診療と共通する部分（基礎的部分）</p>
<p>申請の方法 および 申請期限</p>	<p>①一般不妊治療： 年度分ごとに申請が必要です。年度内の最終治療月の末日から6月以内までに申請してください。</p> <p>②生殖補助医療： 1回の治療ごとに申請が必要です。その治療が終了した日の月末から6月以内までに申請してください。</p> <p>※ それぞれのご案内（別紙）をご確認いただき、手続きを申請期限内に行ってください。</p>

